

労働者派遣法 第23条第5項に基づく情報提供について

◇マージン率算出方法

$$\text{マージン率} = \frac{\text{派遣料金の平均額} - \text{派遣労働者の賃金の平均}}{\text{派遣料金の平均額}}$$

◇マージンの内訳

雇用主として負担する労災保険・厚生年金保険・健康保険・雇用保険。
有給休暇を取得する際の引当金。
営業担当者などの管理者や事務所の事務職などの人件費、事務所維持費、
募集広告等をはじめとする諸経費。営業利益。

対象期間：令和6年11月1日から令和7年10月31日

派遣元事業所名	派遣労働者数	派遣先事業所数	マージン率	派遣料金の平均額	賃金の平均額
	令和7年11月1日 時点	2025年度	2025年度	8.0時間換算/日	8.0時間換算/日
㈱トライバルユニット	337人	44箇所	27.6%	14,673円	10,627円
㈱トライバルユニット 東京支社	219人	60箇所	29.0%	17,284円	12,277円
㈱トライバルユニット 横浜支社	97人	19箇所	27.6%	16,389円	11,867円
㈱トライバルユニット 大阪支店	93人	53箇所	26.8%	16,037円	11,745円
㈱トライバルユニット 福岡支店	182人	26箇所	26.9%	14,611円	10,681円

労働者派遣法第30条の4第1項の 労使協定を締結しているか否かの別等

労使協定の対象拠点 トライバルユニット、東京支社、横浜支社、大阪支店、福岡支店
労使協定の締結について 締結済
労使協定の対象となる派遣労働者範囲 全ての派遣労働者
労使協定の有効期間の終期 2027年3月31日

派遣労働者に適用される福利厚生等

社会保険、有給休暇、育児・介護休業、定期健康診断

派遣労働者のキャリア形成支援制度に関する事項

派遣労働者のキャリアアップを図るため、段階的かつ体系的な教育訓練の機会を提供してまいります。
就業前のビジネスマナーの習得や基礎学力を高める基本教育プログラムなど、
スキルアップの機会を提供してまいります。

上記、教育訓練は有給無償で実施することとし、
1年を超える雇用見込みがある方については、年間8時間の教育訓練を実施してまいります。

キャリア形成支援に関する事項

訓練内容 入職時ビジネスマナー教育、職種別仕事力向上研修、コンプライアンス研修
対象者 新規就労者、弊社が指定する就労中の派遣労働者
訓練方法 OJT ・ OFF-JT
費用負担 無
賃金支給 有

キャリアコンサルティング相談 お問い合わせ先

キャリア・コンサルティング担当者を選任し、
希望者に対する定期的なキャリア・コンサルティングも実施してまいります。

キャリア・コンサルティングに関するお問い合わせは登録拠点へご連絡ください。

<相談窓口>
トライバルユニット 011-804-5761
東京支社 03-6887-1080
横浜支社 045-285-5111
大阪支店 06-7688-5115
福岡支店 092-739-8030